平成２２年（フ）第２６５７号
愛知県春日井市熊野町3080番地４
債務者　宇佐美　敏
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２号
三重県志摩市志摩町片田3398番地４
債務者　小川美津子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
三重県伊勢市一之木５丁目４番12号
債務者　後藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
三重県伊勢市小俣町元町1090番地
債務者　冨尾　伊澄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
福岡県行橋市大字稲童3370番地36
債務者　野正　隆志
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
群馬県太田市本町22番33号
債務者　柿崎　　考
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６８号
群馬県太田市本町22番33号
債務者　柿崎　知子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３４２号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　２棟207号
債務者　大堀　成浩
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８９号
千葉県八街市東吉田111番地62　多田方
債務者　滝口しづ枝
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９３号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地２　21棟302号
債務者　池上　由美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６番10棟204号
債務者　塚本　久代
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０３号
千葉県印西市西の原１丁目２番地３棟103号
債務者　吉崎　智子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０５号
千葉県印旛郡栄町安食2377番地の４
債務者　関根　　渉（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５０号
千葉県木更津市清川１丁目11番６号
債務者　黒木　英子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１５６号
千葉県君津市末吉876番地２
債務者　吉川　好則
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７７号
千葉県木更津市請西東５丁目21番地10　レオパレス美咲ヶ丘Ａ棟107号
債務者　富田　厚子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１８４号
千葉県木更津市桜井496番地
債務者　大坪　秀幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６３６号
新潟市中央区関屋浜松町116番地　粋広ビル301号、前住所新潟県長岡市喜多町281番地
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部